※ 記載して頂いた個人情報は成績管理のために利用致します。

通常の授業クラス				
学　校	コース	曜　日	時間帯	講　師　名
	一発・短期 完合・直対		朝･昼 夜･全日	

第一問	第二問	合　計

大原番号			—						氏　名								

※大原番号、氏名（漢字）を必ずご記入ください。マスをはみ出さないよう丁寧な記入をお願いします。

Z-75-E　相 続 税 法　第 2 回実力判定公開模擬試験〔第一問〕答案用紙

問 1

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

問1（続き）

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

問2　(1)　A

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

問2　(2)　B

資格の大原　本文中無断転載禁

Z-75-E　相 続 税 法　第２回実力判定公開模擬試験〔第二問〕答案用紙

氏　　名

1　相続人等の相続税の課税価格の計算

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(3)に該当するものを除く。）の価額の計算　　（単位：円）

財産の種類	計　　算　　過　　程	取得者	課税価格に算入される金額
家屋Ｈ			
宅地Ｉの敷地権			
定期預金			
宅地Ｊ			
宅地Ｋ			

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	計　　算　　過　　程	取得者	課税価格に算入される金額
家屋L			
M社株式			
純山林			
立木			
農地			
証券投資信託の受益証券			

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	計　　算　　過　　程	取得者	課税価格に算入される金額
O社株式	〈評価方式の判定〉 〈１株当たりの価額の計算〉		

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	計　　算　　過　　程	取得者	課税価格に算入される金額
家庭用財産			

(2)　小規模宅地等の特例の計算　　（単位：円）

特　例　適　用　対　象　財　産	取　得　者	課税価格から減額される金額

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(3)　相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算　　(単位：円)

財産の種類	計　　算　　過　　程	取得者	課税価格に算入される金額

(4)　相続時精算課税の適用を受ける贈与財産価額の計算　　(単位：円)

贈与年分	受贈者	計　　算　　過　　程	課税価格に算入される金額

(5)　課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算　　(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計　　算　　過　　程	金　　額

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(6)　課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算　　（単位：円）

贈与年分	受贈者	計算過程	加算される贈与財産価額

(7)　相続人等の課税価格の計算　　（単位：円）

区分＼相続人等	配偶者乙	C	D	F	A	E	後妻
相続又は遺贈による取得財産							
みなし取得財産							
相続時精算課税の適用を受ける財産							
債務及び葬式費用							
生前贈与加算（暦年課税分）							
課税価格（1,000円未満切捨て）							

2　納付すべき相続税額の計算

(1)　相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分（分数）	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
	――	千円	円
	――		
	――		
	――		
	――		
合計　人	1		（100円未満切捨て）　円

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(2)　各相続人等の納付すべき相続税額の計算　　(単位：円)

区分＼相続人等	配偶者乙	C	D	F	A	E	後　妻
算出相続税額							
相続税額の加算額							
贈与税額控除額(暦年)							
配偶者の税額軽減額							
相次相続控除額							
贈与税額控除額(精算)							
納付税額 (100円未満切捨て)							

資格の大原　本文中無断転載禁

氏　　名

(3) 税額控除等の計算　　(単位：円)

控除等の項目	対象者	計　　算　　過　　程	金　　額

資格の大原　本文中無断転載禁

△

氏　　名

3　納付すべき令和７年分の贈与税額の計算　　（単位：円）

受　贈　者	計　　算　　過　　程	贈 与 税 額

資格の大原　本文中無断転載禁